

最高裁秘書第2796号

令和4年9月20日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 堀田真哉

司法行政文書の開示についての通知書

4月15日付け（同月19日受付、第040079号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

- 1 提供する司法行政文書の情報等
辞令書抜粋（片面で1枚）
- 2 提供の実施方法
写しの送付

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

なお、1の文書について、抜粋されていない状態の文書の開示を求める場合には、新たな開示の申出を行ってください。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）

辞 令 書

(氏 名)

(発令内容)

裁判所法第68条第1項及び司法修習生に関する規則第17条第1項第1号により罷免する

令和4年4月20日

任命権者 最 高 裁 判 所